

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 1 月 18 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700520号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700227号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のEにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和38年3月から昭和39年5月1日まで
② 昭和39年10月15日から昭和40年5月頃まで
③ 昭和41年4月9日から昭和42年4月春頃まで
④ 昭和42年4月頃から昭和46年4月頃まで
⑤ 昭和50年4月頃から昭和55年4月頃まで
⑥ 昭和42年頃から昭和44年頃まで

A社で勤務した請求期間①及び②、B社で勤務した請求期間③及びC社で勤務した請求期間④に係る厚生年金保険の加入記録がない。さらに、D社が経営する飲食店で勤務した請求期間⑤及びEという名称の飲食店で勤務した請求期間⑥に係る厚生年金保険の加入記録がない。これらの事業所で勤務していたので、調査の上、正しい記録に訂正し、年金給付に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、中学を卒業した昭和 38 年 3 月に、F 市にあった A 社に事務員として入社し、昭和 40 年 5 月頃に退職するまで、請求期間①及び②も継続して勤務していた旨主張しているものの、請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①及び②当時の二人の事業主は、亡くなっている又は所在が不明であることから、同社及び事業主に請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求者は、A 社での上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間①及び②当時に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員に照会したところ、複数の従業員から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、当該期間における請求者の勤務について確認することができない。

2 請求期間③について、請求者は、昭和 40 年 5 月に G 市にあった B 社に事務員として入社し、昭和 42 年 4 月春頃に退職するまで、請求期間も継続して勤務していた旨主張しているものの、請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は、請求期間③当時の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない旨回答している。

また、B 社において請求者が記憶する当時の上司であった専務取締役は、同社の商業登記簿謄本の請求期間③当時の役員欄に記載がある取締役と推認されるが、同氏は既に亡くなっています。同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間③当時に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員に照会したところ、複数の従業員から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の勤務について確認することができない。

3 請求期間④について、請求者は、H 市にあった C 社の I 店で事務員として勤務していた旨主張しているものの、請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は平成 27 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間④当時の事業主も既に亡くなっていることから、同社及び事業主に請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求者は、C 社での上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間④当時に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員に照会したところ、同社の I 店で勤務していた者を含む複数の従業員から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の勤務について確認することができない。

4 請求期間⑤について、請求者は、G 市にあった D 社が経営する飲食店で J 職として勤務していた旨主張しているものの、請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は昭和 54 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間⑤当時の事業主も所在不明であることから、同社及び事業主に請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求者は、勤務していた飲食店の同僚の氏名は記憶しておらず、姓のみ記憶している

店長は、D社に係る事業所別被保険者名簿に見当たらず、同社に係る事業所別被保険者名簿において請求期間⑤当時に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員に照会したところ、複数の従業員から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、請求者と同職種の者もいなかっため、請求者の勤務について確認することができない。

5 請求期間⑥について、請求者は、昼間は会社勤めをしながら、夜間にH市のK地区又はL市のM地区にあったEという名称の飲食店でJ職として勤務していた旨主張しているものの、上記地域を管轄する法務局は、請求期間⑥当時に当該名称での法人登記は確認できないと回答している上、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所検索システムにおいても、請求期間⑥当時に当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、雇用保険の加入記録も確認できることから、請求対象事業所が特定できず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求者は、上司及び同僚の氏名、連絡先を記憶していないことから、これらの者に請求者の勤務について確認することができない。

6 このほか、請求者の請求期間①から⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。